

【特別講演】

中国研究 私の挑戦

毛里和子（早稲田大学名誉教授）

中国は研究対象としてとても厄介である。社会主義、発展途上国、伝統という「3つの内実」をもち、しかもその3つが複雑に絡みながら共棲しているからである。また、1978年以来の30年、中国は、明治維新以来150年の日本の歴史に等しい激動を経験している。その変化に追いつくのはとても苦しい。

30年間でGDPは15倍に、1人当たり国民所得は12倍になった。1人当たりGNPは5000ドルを超え、「中所得国の陥穽」が心配されるまでになった。とくに、「経済の市場化を加速せよ」という鄧小平の遺言（1992年、南巡講話）以来、中国の変動はあまりに激しく、それ自身が「乱反射」して観察者は眩惑されてしまう。

1990年代半ばから筆者は、中国の激動に少しでも追いつきたいと考え、中国分析のための新手法の開発に挑戦してきた。まだそのプロセスは終わっていない。以下に、①中国認識のためのパラダイム転換の必要性を論じ、②筆者のパラダイム転換の試みを「3つの挑戦」として整理し、③そのうちの三元構造論について、黄宗智の第三領域論を援用して補強し、④最後に、中国国家資本主義論について「国家」を切り口に検討を加えたい。設問は中国において「国」とはなにか、である。

率直なところ、いま現代中国研究に厚い「壁」が立ちふさがっているように思える。さまざまな中国があって、さまざまな方向に蠢いており、トータルな中国を論ずることなどとても無理だからである。しかも、中国の現実の動きは歴史的径路や経験則、経験科学で積み上げられてきた「暗黙の前提」をたえず裏切る。「パラダイム

の危機」が言われるゆえんである。

1. パラダイムの転換は可能か

明清史を研究する黄宗智（Philip Huang、カリフォルニア大学バークレー校）は90年代半ばに「中国研究のパラダイム危機」を論じた。彼は、明清期中国についての「停滞した封建制論」も「資本主義萌芽論」も理論的に行き詰まり、パラダイムの転換が必要だと強調した。「相互に異なりかつ反対の意味を示す諸分析概念の間に共有された、語られることのない、暗黙の前提」を疑う必要があるというのである。中国史および中国は、①階層化された自然経済と統合された市場、②市民勢力の発展をともなわない公共領域の拡大と国家によるその独占、③リベラリズムを伴わない実定法主義、④市民社会をともなわない市場化などの「パラドクス」に満ちあふれており、それが観察者・分析者にパラダイム転換を求めている、という彼の指摘は、現代中国にもびったり当てはまる（ホアン、1994）。

筆者は1990年代から2000年代にかけて、現代中国および現代アジアについて大きな共同研究を進めてきたが（現代中国の構造変動、現代アジア学の創生）、昨今では次のような「4つのモデル」論を提起している。それぞれが、仮説設定に導く「理論モデル」でもあり、中国自身の今後の「発展モデル」でもある。

①普通の近代化モデル：たとえいろいろ「中国的」だとはしても、方向は民主化と市場化である、とするもの。

②東アジア・モデル：独裁体制下の経済発展とその後の民主化という、東アジアが経験した方式が中国にも当てはまる。

③伝統への回帰モデル：「民主化が中国の問題を解決できる訳ではない」と、伝統、しかも儒学的価値への復帰を将来モデルとして描く。

④中国は中国モデル：現代中国の諸現象、構造、近い将来は、近代西欧も、伝統中国も、東アジアの経験も引証基準とするわけにはいかない固有性をもつ、と考える。

どのモデルが理論モデルとして有効か、あるいは中国の発展モデルとして現実的か、それは分からない。不合理だらけなのになくならない都市・農村二元戸籍制度や陳情制度（信訪・上访）など、「変わらない中国」に注目すると、④の「中国は中国モデル」が魅力的に思える。また、民主化と市場化が予定される道だと設定する「普通の近代化モデル」は単純だし、共感を得やすい。たが、ことはそれほど簡単ではないようである。あとで述べるように、比較と「アジア化」に挑戦している筆者としては、とりあえず②の「東アジア・モデル」で中国の今および今後を見つめていきたい。

2. 現代中国研究：3つの「挑戦」

（1）三元構造論——中国は中国モデル

筆者の第一の挑戦は、現代中国を二項対立でとらえることはできず、三元的にとらえることが必要になっているとするもので、三元構造論の提起である。既成のモデルから離れたところに現代中国がある、と考える点では、先のモデルで言えば、「中国は中国モデル」の一種だと言える。改革開放は、中国の政治・経済社会が二元構造から三元構造に変わるプロセスでもある。その変容は次のように簡略化できる（表1）。

もう少し具体的に言えば、80年代半ばに始まる村民自治運動は、中国の中央権力が末端までの支配を断念、いわば末端を放任したことを意味し、中央・地方・末端の三元構造への移行が始まった。また、小城镇に小さい企業を開き、

表1 中国の構造変動概念図

旧二元構造	新三元構造
国家／社会	国家／半国家・半社会／社会
中央／地方	中央／地方／末端
計画／市場	計画／半計画・半市場／市場
都市／農村	都市／半都市・半農村／農村
労働者／農民	労働者／農民工／農民

そこに農民を吸収する離土不離郷方式（農民は農業を離れても農村は離れない）で生まれたのは、都市でも農村でもない中間物であり、農民でも労働者でもない人々だった。また、80年代以来、多くの農村労働力が近郊都市へ、あるいは遠くの大都市へと流動した。彼らは、しかし、土地、農業を離れても、いまなお、都市住民にはなれない。農民工はそれ自体が身分なのである。

他方、とくに「抓大放小」以来、実際には「国進民退」が進み、市場化で大きくなっているのは、民間企業というより、営利化した国有の独占企業（呉軍華はそれを「官製資本主義」と言う）であり、国家と社会の間に双方が浸透する国家・社会共棲の領域が勢いづいている。ようするに、さまざまな領域で、三元的状況が生まれてきているのである（表1参照）。

改革開放30年余り。中国はいまどこにいるのだろうか。筆者は、かなりの領域で二元構造から三元構造への変化が観察できる、と見ている。そして、中央/地方/末端、国家/半国家/社会、都市/半都市/農村という三元構造はかなり長く続きそうである。というのは、三元構造の根源には土地をめぐる現行制度（公有制）があるが、中共が公有制を変えるとは思えず、そうなると三元構造が変わるには長い時間がかかる。この段階が長く続くとなれば、移行期というよりも、1つの構造である。当代中国について、三元構造という観点での本格的分析が必要だと考える所以である。

（2）制度化の視点——近代化モデル

対象の変化が激しすぎる場合、かえって「変

わらない部分」に着目した方が本質に迫れるようである。30年間の改革開放とその結果を見ると、政策が変わるわりには、制度がほとんど変わっていないことに気づく。「変わる政策・変わらない制度」だ。ここでいう「制度」は法的に確定された制度を指し、ゆるいルールは含まない。先に上げた4モデルのうち近代化モデルに当たる。

まず変わった制度を見てみよう。憲法には、82年以来大きな変更が2つあった。「国家は基本的人権を保障し、尊重する」と初めて人権条項が入ったこと（2004年）、「公民の合法的私有財産は不可侵」だとしたこと（同）である（中国の一部の法学者は、この2つの大きな変化ゆえに、04年を「立法元年」と呼ぶ）。

その他大きな変更は、農民の請負い経営権の承認（30年間。農民土地請負い法、03年採択）、および「市場におけるあらゆる法主体（国有、公有、私人有）の平等な法的地位、発展の権利」の保障である（物権法、07年3月採択）。物権法は私有財産を保護する画期的な法だが、翌年、企業国有資産法が採択され（08年10月）、国有経済の主導的役割と国有資産に対する国家の強い保護を再確認しており、私人有の保護は必ずしも安定的ではない。

選挙制度にかかわる制度変更はようやく始まる兆しが出てきた。50年代から都市と農村の代表権格差が大きかったが（最大で8:1）、2010年に選挙法が、「全国人民代表大会の代表定数は、常務委員会が各省・直轄市・自治区の人口数にもとづき、1代表が代表する人口数が都市・農村で等しいという原則で配分を行う」と改正された。12年3月には、2013年の第12期全国人民代表大会の代表選出から1:1の選挙法で選挙を行うとした。ここに到るまで60年の歳月がかかったわけである。

以上のように、改革開放の措置、政策、成果が法に確定されたケースはわずかである。中国の政治・社会にかかわる諸制度は1950年代半ばにできたものが多く、54年憲法と50年代半ばの公有制への移行が今日までの中国の屋台骨であ

る。党・国家（立法・行政・司法機関）・軍隊の三位一体の政治体制は50年代半ばに制度化された。三位一体を担保するのは三者を結ぶ3つのチャンネル——国家機関その他の指導部に作られている党グループ、党機関内に設置されている行政・司法・立法に対応した対口部、党中央組織部が掌握しているトップエリート人事——であり、これらは今日まで揺るがない。

（3）比較の中の中国——東アジアモデル

1950年代から今日に到る中国は、ソ連・ロシアとの比較、東アジアの発展途上国との比較を通じてよりクリアに分析できる。最初に提起した4つのモデルのうちの第二の東アジアモデルに当てはまる。

実験ができない社会科学では「比較」が自然科学での「実験」に相当する。比較には3つの効用があると思う。1つは主要対象をより鮮明に浮かび上がらせる。中国とロシアの比較を通じて、アレック・ノープ『スターリンからブレジネフへ——ソヴェト現代史』が言うように、「どこまでがロシアという事実に由来するものなのか、どこまでが共産主義支配のせいなのだろうか。ロシアにおける共産党の支配はどの程度ロシア的であるのか」を解き明かすことができる。同じことが中国についても言えよう。

第二は、比較を通じて普遍性や概念化に近づくことができるからである。第三の効用は、先行事例との比較を通じて対象事例の将来を考えることができる。経済発展から政治民主化にソフト・ランディングした韓国・台湾などの事例から、どのような条件が整えば中国で民主化に進められるかを想定できる。

だが、これまで現代中国研究で本格的な比較研究は多くない。中国が巨大、悠久すぎて、比較を拒むと思ってしまうからだ。その中で経済の分野では、ロシアやインドと比較した加藤・久保（2009）や中兼（2010）などの成果が出てきている。

筆者は前に、中ソの社会主義、脱社会主義の「移行」のプロセスを、党＝国家体制、官僚制、

農村共同体と農業集団化という三つの点から比較した。その結果、ソ連で社会主義が崩壊したのに、中国では体制が維持され、漸進的市場化が進んでいる理由を次のように摘出した。

①ソ連では1970年代から党と国家が分離していたのに、中国では党支配の三位一体は安泰である、②ソ連では強固な経済官僚制、軍産複合体が体制内改革を阻んだが、中国では強固な経済官僚制ができなかった、③ソ連では暴力的農業集団化で農民と伝統的農村社会が破壊されたが、中国では農民と伝統農村は壊されることなく、80年代以降の農村改革の原動力になった、などである（毛里，1994）。

アジア諸国、とくに長い権威主義体制から経済発展、民主化の道をたどった途上国との比較は有用である。開発独裁期の東南アジア諸国の政党体制と中国のそれは類似性が強い。

表2 東南アジアの権威主義体制と執権政党

国名 トップリーダー	時期	執権政党
インドネシア・スハルト体制	1966～1998年	ゴルカル (職能集団)
シンガポール・リー体制	1968年～	人民行動党 PAP
マレーシア・マハティール体制	1981～2002年	統一マレー人国民組織 UMNO
フィリピン・マルコス体制	1965～1986年	新社会運動 KBL

表2で明らかなように、主に70年代～80年代を中心に東南アジアでは一党優位の権威主義体制のもとで経済成長を実現した。藤原帰一は、「組織・人員・財政支出において、行政機構のリソースを排他的に利用し、行政機構との区別がなくなった政党」である「政府党」が「政権を掌握した結果、政党間の競合から政治権力の掌握が事実上脱落した政治体制」が生まれたと考え、それを「政府党体制」と概念化した（藤原，1994）。

共産党が長らく一党独裁し、経済開発を第一課題にしている中国はまさしく典型的な「政府党体制」国家である。東南アジアの一部の「政府党」、とくにインドネシアのゴルカル（職能集団）と中国共産党には強い類似性が見られる。

図1 中共党とゴルカル——翼賛体制比較

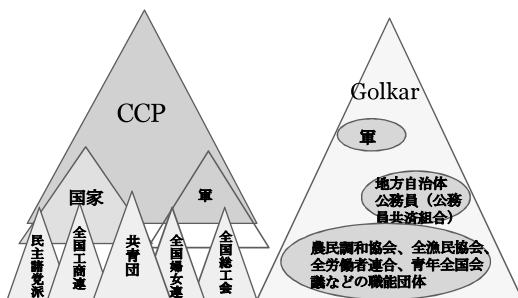


図1は、国家機関、軍隊だけでなく、あらゆる社会団体を体制内に糾合した翼賛体制として、中国共産党体制とインドネシアのゴルカル体制を対照したものである。

党は国家のみならず、社会に浸潤し、翼賛体制を構築し、社会をコントロールしてきた、というのが30年続いたスハルト時代のゴルカル体制であり、それと同じ中国の共産党体制はいまなお健在である。中国の「アジア化」は、中国分析に新しい道具や武器を提供するだけでなく、社会科学に新鮮な問題提起をしてくれるだろう。

3. 黄宗智の第三領域論から

ところで、パラダイム転換を主張する黄宗智がその後、興味深いテーゼを提示している。彼が提起する第三領域論で筆者が提唱してきた「三元構造論」を補強できるだろう。

黄宗智は、西方のダイコトミー、たとえば国家と社会、計画と市場で中国のこれまで、これからを判定するのは間違っており、中国では、前近代も、近代も、現代も、対立的な二項の間に「第三領域」があって固有の構造を作り出している、と言う。「国家と社会の二元対立という仮説は、西方経験を抽象化し理想化したもので、中国の近現代に適用できない」、「国家と社会の間に第三の空間、国家と社会の双方が参与する空間がある」と言うのである（黄，2003）。なお、黄の第三領域論にハーバーマスの「公共領域」論の影響が見て取れるが、二項対立から脱却せよという主張は、昨今、「中国模式」論を

声高に提唱している潘維（北京大学）などの提起と一脈相通ずるところがある。

黄は具体的事例として、3つの領域からなる中国の司法体系（① 成文法典・官家法廷の正式司法体系、② 宗族・社区が紛争解決、調停する習慣的な法によって構成される非正式司法体系、③ 両者の間の第三領域）、及び郷鎮の郷保、村の正長、牌長など、伝統中国から続く県レベル以下の准官僚の制度（セミ・オフィシャル）、を挙げている（黄、2003）。

黄はこの種の三元構造は前近代から続いているが、毛沢東時代に第三領域の国家化が極端に進んだ、と言う。改革開放後に二元構造から三元構造への移行が新たに見られるとする毛里の認識とは違うが、黄の議論を敷衍すれば、改革開放によって、毛沢東時代に消えていこうとした「第三領域」が復活してきた、という議論もでき、毛里説と接合することは可能である。

黄宗智は、毛沢東時代に国家化された第三領域が再び復活していると考えているようだが、興味深いのは、とくに次の3つの指摘である。

①農村で（土地の）公有制を担うのは、官僚制国家でもなければ、民間でもない、その中間物である。

②郷鎮企業は国営経済でもなければ、私営経済でもない。しかし、国家のコントロールと市場からの刺激という二重の影響を受けている。

③新型私営企業の大部分は、党・国家機構と絡み合った関係にある。国家から独立している、ましてや国家と対立している、などを見なすわけには行かない。

つまり黄宗智は、国家と社会二元対立の欧米型モデルでは、中国のこれまでも、これからも説明することはできない、とするのである。彼が提唱するのは、国家、社会、第三領域の関係を解明するための、創造的な仮説である。筆者としては、この提起を受けて、次に中国経済における国家の実質について考えてみたい。

4. 国家資本主義論——「国家」とはなにか？

（1）国進民退の状況

2000年代以降、市場化が停滞し、「国進民退」が進展している、とする観察が多い。国家資本主義と命名する経済学者もいるし、官製資本主義と呼称する研究者もいる。国家が、あるいは政府が経済にどのように介入しているのか、に強い関心はあるが、経済の素人である筆者にはこの問題の決着をつけることはできない。ここでは、とくに戦略部門、資源部門で国有企業が圧倒的になっている中国経済の実情を少し紹介するにとどめたい。

鄧小平の南巡談話以後、とくに94年から市場化が始まった。国有企業の民営化を含む市場化がどんどん進むものと思われた。だが、2006年前後から民営化のスピードは落ち、逆に基幹産業、戦略部門で国有企業の独占状況が進んだ。「国進民退」である。

この状況を呉軍華など一部の中国人エコノミストは「官製資本主義」と呼ぶ。このきっかけになったのは、中央に財を集中した94年の税制改革、大規模国有企業を助けた95年からの国有企業改革である。「野球で言えば、ルール策定、選手の選定、結果の判定にいたるまですべてのことは党と政府という官によって決められてきた」市場化、つまり国有資産の私有化が進んだという呉は、高級幹部とその子弟への財と権力の集中が急激に進んでいることに警鐘を鳴らす（呉、2008）。

国有企業が戦略産業、独占産業をしっかりと掴む契機になったのは1999年9月の中共中央の通達「国有企業の改革・発展についての若干の重大問題の決定」と2006年12月の国务院国有資産監督管理委員会（国資委）の通達「国有資本の調整と国有企業再編についての決定」である。前者は、国有企業がコントロールすべき業種と領域を、「国家安全にかかわる業種、自然独占にかかわる業種、公共産品・サービスを提供する業種、および支柱産業と中核産業中の重要企業」とした。2006年の通達は次のようなことを

指示している。

国家の安全、国民経済の命脈に関わる以下の7つの重要業種と重大領域については、国資委が絶対的なコントロール権をもつ（軍需産業、電網電力、石油石化、電信、石炭、民航、航運）、

次の9つの業種、領域については、国資委は比較的強いコントロールをする（装備製造、自動車、電子情報、建築、鋼鉄、有色金属、化工、勘察設計、科学技術）。中央は（国有資産監督管理委員会を通じて）、重要な戦略資源をほとんど握ったと言える。次いで、2008年末の世界金融危機が中国国有経済の強化につながった。金融危機を回避するため、政府は4兆元を超える経済刺激政策をとったが、そのほとんどが国有経済と不動産部門に回ったと言われる。

米国は国有企業が優越する中国の「改革」に強い警戒心を持っている。2011年7月米国議会の「米中経済・安全保障検討委員会」が、国有企業批判の立場から中国資本主義の現段階を捉える報告を出した。次のような論点が出されている。

第一に、各分野で国有企業・国家が株をコントロールしている国家企業のシェアは基幹産業ではきわめて高い。

情報・IT産業 : 96.2%,

石油化学工業 : 76.6%

自動車産業 : 74.6%

第二に、国有企業を狭義に解釈した場合、2011年時点で、国有企業の産値は中国の全産値の40%を占める。広義の概念で言えば（株式を国家が50%以上支配している企業も含む）、公的所有企業の産値は50%を超える、と診断する。それを踏まえて、報告書は以下のように中国経済の質を診断する。

①国有セクターは国家の政策と経済インセンティブの双方に反応、中国でいま進んでいるのは「国家がガイドする資本主義」である。

②この国有指向の傾向はとくに天安門事件以後顕著になった（米中経済・安全保障再検討委員会USCCの議会提出年次報告、2011）。米国議会の委員会報告書は呉軍華の観察を裏付けている。

（2）国家資本主義論

中国がいま国家資本主義にあると論ずるのはイアン・ブレマーである〔ブレマー『自由市場の周縁』2011年〕。加藤弘之氏も国家資本主義説をとるが、「資本主義の1形態であり、国家（政府・官僚・共産党）が強力な権限をもち、市場を巧みに利用しながらその影響力を拡大する新興経済国の経済システム」と定義する。加藤氏は政府の経済介入度が、表3のように、中

表3 政府介入の国際比較

	中国	ロシア	OECD 平均	OECD 新興国	アメリカ
PMR Indicators	3.30	3.30	1.34	1.83	0.84
国家介入	4.63	4.39	2.03	2.54	1.10
公的所有	5.33	4.28	2.91	3.46	1.30
公益企業部門の範囲	6.00	4.64	3.10	3.54	2.25
ビジネス企業の直接コントロール	4.50	4.19	2.86	3.67	0.68
インフラ部門の政府コントロール	5.48	4.02	2.76	3.18	0.99
ビジネス活動への関与	3.94	4.50	1.15	1.61	0.90
指令と規制の利用	3.50	4.00	1.52	1.94	1.30
価格コントロール	4.38	5.00	0.78	1.29	0.50

（注）1）OECD 新興国は、チェコ、ハンガリー、韓国、メキシコ、ポーランド、トルコ。

2）PMR 指標は、政府による「生産市場規制」を総合したものであり、小さいほど規制が少ない。

（出所）加藤弘之（2012）より。

国がロシアに次いできわめて高いことを指摘している（加藤，2012）。

こうした傾向に強い反発を示し市場化推進を提案しているのが、2012年2月に出された世銀と国務院発展研究センターの共同レポート「中国2030」である。国資委の強烈的な抵抗にあったために、このレポートは全面的私有化を提言しているわけではない。短期的には政府予算に対する国有企業の配当比率を高め、中期的には国有企業は生産性企業から撤退すべきだとする。工業総生産中の国有企業のシェアを2010年の27%から2030年には10%に引き下げるとというのが報告書の主旨となった（世銀・国務院発展研究センター共同レポート，2012）。呉敬璉や周其仁などのエコノミストがこのレポートの作成を主導したのだろう。

国有経済をどの程度にするか、国家、政府の市場への介入をどの程度にするか、などをめぐっては激しい利益抗争があるようである。18回党大会の人事や新方針にも大きな影響を与えよう。

（3）国家とは？ 国有とは？ 公有とは？

いま中国で国有経済が支配的で国家資本主義と言える状況があるとして、市場化の将来は一体どうなるのか、という以外にも、いくつかの問題が出てくる。第一に、国有、もしくは国家資本主義の「国」の実態はなにか、である。機関をもつ国家そのものののだろうか、それとも国家を名乗る（共産党のような、あるいは中央の某官庁のような、あるいは地方政府のような）公的集団なのだろうか、それとも国家を僭称する巨大な私的集団なのだろうか、はたまた国家を名乗る巨大個人なのだろうか。国家は彼らによって篡奪されたのだろうか。

中国は、言うまでもなく、党官僚・行政官僚・企業幹部が文字通り一体化している場合が多い。この三者を切り分けるのはとてもむずかしい。多くの場合、この三者が融合もしくは野合しているものが「国家」を名乗っているように思われる。どう見ても機関としての国家が中国

の富を独占しているとは考えられない。となると、国有というよりは、〇〇官僚集団所有と呼んだほうがよいのかも知れない。「国家」を解剖してみなければならない。（ちなみに、都市の土地は国有、農村の土地は公有という原理は1982年の憲法で初めて法的に確定されたというが、国有資産の所有権行使者は国務院と地方政府であり、公有資産の所有権行使者は、農村の集団経済組織もしくは村民委員会である）。

所有の主体について、実は大きなブラックボックスがあるのである。国有企業が国家という機関によって所有されていると単純に考えてはならないし、公有経済が公共のものなどと単純に考えるのは間違っているのかも知れない。

第二に、上記の問題と絡んで、中国における「国家」は、他の地域や国には全くない、中国固有のものである、という Martin Jacques（ロンドン大学 LSE）の指摘はとても啓発的である（馬丁・雅克，2011）。彼のある論考の主要な論点は次の三点である。

①西方近代の原理では、一般に国家が正当性を担保するのではなく、民主主義が正当性を担保すると考える。ところが中国の例はその原理と全然あわない。民主がなくとも、国家が絶大な正当性を発揮して長期に経済成長している。

②西方においては、国家は（社会もしくは成員にとって）局外者、侵入者である。中国（人）にとっては、国家は局外者ではなく、家の大きなものであり、彼らは国家を、社会の内在的組成部分だと考える。そのため国有企業は、日本や韓国と違って、国家から沢山の支援を受けながら、私的企業と同様な独立性をもって管理を行い、私企業と同様なやり方で資金を集め、肥大化する。

③中国国家は、どこもまねできない、どこにもコピーできない固有性をもってきたし、いまももっている。国家自体がもつ高度の合法性、悠久な統治の伝統、国家がもつ卓越した戦略能力、内在的連続性、国家と市場の独特な結合、などがそうである。

以上のようなジャックの中国国家論は、国家・半国家/半社会・社会の三元構造論（毛里），国家・社会・その両者が浸透する第三領域という議論（黄宗智）とも親和性が強い。中国の現状を確定するのはとてもむずかしい。最大の理由は、中国の現在の構造や営為が、人類のこれまでの経験を超えており、経験則から理論に洗練されてきた近代社会科学の手には負えないからだろう。中国の解析には、黄宗智がいうように、新しい創造的な仮説がどうしても必要となるのである。

主要参考文献

- フィリップ・ホアン（1994）黄宗智（唐澤靖彦訳）「中国研究におけるパラダイムの危機——社会経済史におけるパラドクス——」『中国 社会と文化』第9号。
- 黄宗智（2003）「中国的“公共領域”与“市民社会——一国家与社会間的第三領域」黄宗智『経験与理論 中国社会，经济与法律の実践歴史研究』中国人民大学出版社（著作は2003年）。
- 加藤弘之・久保享（2009）『進化する中国の資本主義』岩波書店。
- 加藤弘之（2012）「経済システムとしての国家資本主義」（キャノン・グローバル戦略研究所でのペーパー）。
- 中兼和津次（2010）『体制移行の政治経済学』名古屋大学出版会。
- 藤原婦一（1994）「政府党と在野党—東南アジアにおける政府党体制」萩原宜之編『講座現代アジア3 民主化と経済発展』東京大学出版会。
- 米中経済・安全保障再検討委員会USCCの議会提出年次報告（2011）US-China Economic and Security Review Commission, *An Analysis of State-owned Enterprises and State Capitalism in China*, October。
- 世銀・国務院発展研究中心の共同レポート（2012）*Building a Modern, Harmonious, and Creative High-Income Society*。
- 呉軍華（2008）『中国 静かなる革命』日本経済新聞社。
- 馬丁・雅克 Marchin Jacques（2011）「中国将如何改变我們的思维方式—以国家為例」愛思想網20110917。
- 胡鞍鋼（2012）「国進民退是一個偽命題」中国経済網20120405。
- 毛里和子（1994）「社会主義の変容 中国とロシア」萩原宜之編『講座現代アジア3 民主化と経済発展』東京大学出版会。
- 毛里和子（2000）「中国の構造変動と体制変容をめぐって」，同「中国はどこへ行く」毛里編『現代中国の構造変動1 大国中国への視座』東京大学出版会。
- 毛里和子（2007）「“東アジア共同体”を設計する—現代アジア学へのチャレンジ」山本・天児編『く東アジア共同体の構築1 新たな地域形成』岩波書店。
- 毛里和子（2012）『現代中国政治第三版 グローバル・パワーの肖像』名古屋大学出版会。